

総務常任委員会

総務常任委員会に付託された議案の審査経過と結果について、主なものを報告します。

議案第2号

白河市部設置条例の一部を改正する条例

平成29年度より下水道業務を水道部に移管すること及び文化振興に関する業務を市長公室に移管するために所要の改正をするものです。

議案第4号

白河市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

教育委員会の権限に属する事務のうち、文化に関する事務について、新しい文化発信の拠点となるコミネアの開館に伴い、教育部門の枠を超えた多彩な文化芸術の振興施策を市全体で展開する必要があることから市長の権限に移管するための条例を制定するものです。

議案第5号

白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白河市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、白河市職員の育児支援・介護支援に係る規定について所要の改正をするものです。

議案第17号

東村立小野田小学校児童増加促進対策住宅地の貸付け及び譲渡に関する条例を廃止する条例

小野田小学校児童増加促進対策事業が終了したことから、東村立小野田小学校児童増加促進対策住宅地の貸付け及び譲渡に関する条例を廃止するものです。

議案第36号

平成29年度白河市一般会計予算

・地域おこし協力隊活用事業

1675万1千円
都市部から白河市に住民票を異動し、地域行事やコミュニティ活動の応援などを通じて地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」への支援を行います。

・循環バス運行事業

2632万9千円
市民の通院・通学・買い物等の移動のため循環バスを運行します。

・各地域バス事業

1089万2千円
市民の日常生活に不可欠な地域公共交通を確保するため、表郷地域巡回バス、大信地域自主運行バス、東地域巡回バスを運行します。

・空き家対策事業

80万1千円
空き家の活用を図るため、居住するのに必要な改修費等の助成をし

ます。また、所有者には、家財道具の処分費用等を助成します。

・定住・二地域居住推進事業

640万円
人口減少対策のひとつである「定住・二地域居住」の推進に向けた取り組みの効果を高めるため、若い世代を中心に広く「白河市を知ってもらう」機会を提供する「お試し居住」を実施します。

・光サービス提供事業

1550万2千円
市民や企業に等しくブロードバンドサービスの利用機会の拡大を図るため、表郷・東・旗宿地区の光ファイバー網をIRU方式の契約により通信事業者に賃貸し、「光サービス」を提供します。(IRU契約…設置者(所有者)と利用者の双方の合意がない限り一方から契約を破棄することができない契約)

付託された議案は、いずれも原案のとおり可決または同意しました。

市民産業常任委員会

市民産業常任委員会に付託された議案の審査経過と結果について、主なものを報告します。

議案第3号

例
白河市消費生活センター条例

消費者安全法の規定に基づき、市民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、白河市消費生活センターを設置することから、条例を制定するものです。

●こんな質問が出ました。

Q 消費生活相談員の資格について

A 消費生活に関わる国家試験を受け、消費生活相談員の資格を得ることになる。

議案第11号

白河市鳥獣被害対策実施隊設置条例

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が一部改正されたことに伴い、鳥獣による農林水産業等の被害を防止することを目的とし、平成29年4月1日より白河市鳥獣被害対策実施隊を設置するため、条例を制定するものです。

●こんな質問が出ました。

Q 捕獲隊と実施隊の違いについて

A これまでの捕獲隊に比べ、実施隊になることにより、猟銃所持許可の更新時における技能講習の免除、狩猟税の非課税、公務災害の適用、継続して10年以上猟銃の所持許可がなくても、ライフル銃の所持許可の対象者となれることなど、4つのメリットがある。

議案第25号

小田川市民センターの指定管理者の指定について

議案第28号

産業プラザの指定管理者の指定について

議案第29号

聖ヶ岩ふるさと森の指定管理者の指定について

議案第32号

南湖公園翠楽苑の指定管理者の指定について

右4議案は、いずれも地方自治法の規定による指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするため、同法の規定により議会の議決を得るものです。

議案第36号

平成29年度白河市一般会計予算

・消費者行政事業

969万5千円

消費者保護業務の充実・強化を図るため、市役所本庁舎に「消費生活センター」を設置し、市内の消費問題の相談業務、事業者とのあつせん処理業務及び消費者教育業務を実施します。

事業内容

1. 開設日：平成29年4月1日
2. 開設場所：市役所本庁舎地下1階
3. 配置相談員数：3名



付託された議案は、いずれも原案のとおり可決しました。

教育福祉常任委員会

教育福祉常任委員会に付託された議案の審査経過と結果について、主なものを報告します。

議案第10号

白河市特定疾患患者見舞金支給条例の一部を改正する条例

特定疾患の方を取り巻く状況が本条例制定時と比べ大きく変化してきたことから、見舞金による支援について一部見直しをするため、所要の改正をするものです。

●こんな質問が出ました。

Q 見舞金を年額「3万円」から「1万円」に減額する趣旨について

A 国の各種支援制度が充実してきたことから、今後は金額を減額して生じた差額を難病患者の方への相談事業や小児の難病患者の方への日常生活用具給付事業等に充当していく。

議案第43号

平成29年度白河市国民健康保険特別会計予算

●こんな質問が出ました。

Q 後期高齢者支援金等に係る国民健康保険税の割合について

A 国庫支出金などの公費負担を差し引いた額が国保税であり、29年度の割合は4分の1程度である。

議案第36号

平成29年度白河市一般会計予算

●こんな質問が出ました。

Q 就学援助の拡充について

A クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目を増やした。(詳細については以下のとおり)

付託された議案は、いずれも原案のとおり可決または同意しました。

就学援助費比較

| 【小学校】 | | | | | 【中学校】 | | | | |
|--------------------|--------|--------|--------|------------------|--------------------|--------|--------|--------|----------------------|
| 費目 | 現行 | 改正後 | 差額 | 備考 | 費目 | 現行 | 改正後 | 差額 | 備考 |
| 学用品費 | 11,100 | 11,420 | 320 | 年額(月割り) | 学用品費 | 21,700 | 22,320 | 620 | 年額(月割り) |
| 通学用品費 (第1学年を除く) | 2,170 | 2,230 | 60 | 年額(月割り) | 通学用品費 (第1学年を除く) | 2,170 | 2,230 | 60 | 年額(月割り) |
| 校外活動費 (泊なし) | 1,510 | 1,570 | 60 | 年額(上限額) | 校外活動費 (泊なし) | 2,180 | 2,270 | 90 | 年額(上限額) |
| 校外活動費 (泊あり) | 3,470 | 3,620 | 150 | 年額(上限額) | 校外活動費 (泊あり) | 5,840 | 6,100 | 260 | 年額(上限額) |
| 新入学児童 生徒学用品費 | 19,900 | 40,600 | 20,700 | 年額 (当初認定者のみ) | 新入学児童 生徒学用品費 | 22,900 | 47,400 | 24,500 | 年額 (当初認定者のみ) |
| 修学旅行費 | 20,600 | 21,490 | 890 | 年額(上限額) | 修学旅行費 | 55,900 | 57,590 | 1,690 | 年額(上限額) |
| 学校給食費 | 実費 | 実費 | 0 | | 学校給食費 | 実費 | 実費 | 0 | |
| 通学費 | 38,200 | 39,290 | 1,090 | 年額(上限額) | 通学費 | 77,200 | 79,410 | 2,210 | 年額(上限額) |
| 医療費 | 実費 | 実費 | 0 | | 医療費 | 実費 | 実費 | 0 | |
| 体育実技用具費 | | | 0 | ※小学校は対象外 | 体育実技用具費 (柔道) | 7,300 | 7,510 | 210 | 年額(上限額) ※柔・剣道いずれか |
| クラブ活動費 | | 2,710 | 2,710 | 年額(上限額) ※新規追加 | 体育実技用具費 (剣道) | 50,500 | 51,940 | 1,440 | 年額(上限額) ※柔・剣道いずれか |
| 生徒会費 | | 4,570 | 4,570 | 年額(上限額) ※新規追加 | クラブ活動費 | | 29,600 | 29,600 | 年額(上限額) ※新規追加 |
| PTA会費 | | 3,380 | 3,380 | 年額(上限額) ※新規追加 | 生徒会費 | | 5,450 | 5,450 | 年額(上限額) ※新規追加 |
| | | | | | PTA会費 | | 4,190 | 4,190 | 年額(上限額) ※新規追加 |

建設水道常任委員会

建設水道常任委員会に付託された議案の審査経過と結果について、主なものを報告します。

議案第18号

小峰城跡（本丸西面）ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について

小峰城跡ほか石垣復旧工事請負契約の一部を変更するため、地方自治法の規定により議会の議決を得るものです。

●こんな質問が出ました。

Q 小峰城跡石垣復旧工事請負契約の変更内容について

A 新しい石材使用数量の増加による金額、1億3440万円と労務単価の上昇に伴う6120万円である。

議案第51号

白河市工業用水道事業会計予算

●こんな質問が出ました。

Q 今後の収支改善に向けた対策について

A 引き続き、企業誘致の促進や既存の企業に対しても工業用水道の使用増加の働きかけを行うとともに、企業債の繰り上げ償還について国や県と協議していく。

議案第52号

平成28年度白河市一般会計補正予算（第5号）

●こんな質問が出ました。

Q 交通安全整備事業にかかる交通安全施設について

A 道路に設置される反射鏡や防護柵、区画線等の整備に要する費用である。

議案第36号

平成29年度白河市一般会計予算

●こんな質問が出ました。

Q 木造住宅耐震診断者派遣事業の内容について

A 申請者の自己負担は8千円で残りは市が負担するものである。

Q 木造住宅耐震改修助成事業の内容について

A 個人が自分の住宅を耐震補強した場合、工事費の2分の1を補助するものであり、限度額は100万円となっている。

Q 三世帯同居等支援事業の内容について

A 新たに市内で三世帯同居及び近居を始める世帯が、住宅を取得した場合等に補助するものである。例えば、新築住宅を取得した場合、基本額として60万円、そこへ他市からの転入であれば

20万円、市内業者の施工であれば10万円、中心市街地居住であれば10万円、それぞれ加算され、最大100万円の補助が受けられる制度である。



（市道白坂駅十文字線）

付託された議案は、いずれも原案のとおり可決または同意しました。